

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災診療費審査業務の国への集約化について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業については、平成 23 年度予算の概算要求において、当該年度中に事業を廃止し、これまで外部委託を行ってきた労災診療費等の事前点検業務を国へ集約化する要求を行い、平成 22 年 12 月 24 日、平成 23 年度予算政府案として閣議決定されたところである。

今後、国への集約化に向け、下記のとおり進めることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 集約化の概要

労災診療費の審査点検業務のうち、事前点検については平成元年から外部委託により実施してきたところであるが、平成 23 年度中に外部委託を廃止し、当該業務を国（労働局）に集約化することで、受付から審査、支給決定までの業務を都道府県労働局で実施するものである。

都道府県労働局においては、非常勤職員等の活用により、これに必要な体制を確保するとともに、業務実施に必要な庁舎も確保すること。

なお、業務の集約化は、平成 23 年度 7 月から 12 月までの間に、順次、体制の整った局から行うこととなるが、具体的な集約化の時期については、別途指示によること。

2 都道府県医師会への説明

都道府県医師会に対しては、平成 23 年 2 月中に、労災診療費審査体制等充実強化対策事業を平成 23 年度中に廃止し、審査業務を国へ集約化することの説明を行い、理解を得るとともに、傘下の会員に対する周知の協力について要請を行うこと。

なお、日本医師会に対しては、本省において、別紙 1 により協力依頼を行ったところであり、各都道府県医師会に対しても、日本医師会より協力要請がなされ

ているので了知されたい。

3 労災指定医療機関への周知

全国の労災指定医療機関に対しては、今年度内に、本省において厚生労働省ホームページに掲載するとともに、別紙2を送付することにより周知を行う予定であるので、管内の労災指定医療機関からの照会に適切に対応されたい。

また、各労働局においては、自局の集約化時期の1か月前までに、管内の労災指定医療機関に対して改めて周知を行うこと。

4 非常勤職員の採用準備

審査体制の整備に伴い非常勤職員の採用を予定していることから、有能な人材を広く確保するために、募集予定の概要を本省において厚生労働省ホームページに掲載することとしている。各労働局においては、本省でのホームページ掲載以降外部からの照会に対応することとし、ホームページ掲載前に情報の提供は行わないこと。

5 庁舎等の準備

別途指示によること。

基労補発 0127 第 2 号
平成 23 年 1 月 27 日

社団法人日本医師会
常任理事 藤川 謙二 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災診療費点検事務の補助に係る委託事業の廃止による
都道府県労働局への集約化について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進については、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の財政を取り巻く情勢は厳しく、昨年、行政刷新会議の事業仕分け、厚生労働省の省内事業仕分けが実施され、事業の必要性等が厳しく評価されたところです。

このような状況下において、労災保険も事業仕分けの対象となり、労災診療費の点検事務の補助に係る委託事業については、当該事業を効率的・効果的に実施という仕分け結果を踏まえ、平成 23 年度中に事業を廃止し、都道府県労働局（以下「労働局」という。）へ事務を集約化することとなりました。事業廃止の趣旨をご賢察の上、労働局への事務集約化についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後、平成 23 年度以降、業務の受入体制が整った労働局から順次業務を労働局へ集約化することとしておりますが、これに伴い、各労災指定医療機関に対しては、基本的な事務処理に変更は生じないものの、労災診療費請求書の提出先の変更や、労働局への事務の集約、また、労災診療費の請求に係る照会先が労働局に限定されますので、その周知を十分に行い、約 20 年に及ぶ委託事業の廃止によって事務処理に混乱を来さないよう十全を期すこととしております。

貴職からも都道府県医師会に対し、労働局への事務の集約化につきまして、特段のご配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

労災指定医療機関の皆様へ（お知らせ）

日頃より被災労働者に対する適切な労災医療に努めていただき御礼申し上げます。また、適正な労災診療費の請求にご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

さて、都道府県労働局が行う労災診療費の審査点検につきましては、平成元年からその事務の一部を外部へ委託してきたところですが、一層の効率化を図るため、平成23年度中に外部委託を廃止し、事務を都道府県労働局へ集約化する予定です。

具体的には、平成23年度予算成立後、本年7月から12月までの間に都道府県労働局単位で集約化（移行）する予定となっております。詳しくは、裏面の都道府県別の移行予定一覧表をご確認ください。

この事務の移行に伴って、これまで労災診療費請求書を財団法人労災保険情報センターへ提出していた労災指定医療機関にあっては、提出先が管轄する都道府県労働局に変更となります。

また、労災診療費の請求に関する照会、相談は、都道府県労働局に窓口が一本化されます。事務の移行時期が近づきましたら改めて管轄する都道府県労働局からご案内申し上げますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。